

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月17日

【発行者名】 パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー
(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)

【代表者の役職氏名】 取締役 デイビッド・トーマス・キングストン
(David Thomas Kingston, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランド・カナル・スクエア2、6階
(6th Floor, 2 Grand Canal Square, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 中 条 咲 耶 子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

バークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー

- グローバル・アクセス ユーケー・アルファ・ファンド
- グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド
- グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド
- グローバル・アクセス 米国バリュー株式ファンド
- グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド
- グローバル・アクセス ジャパン・ファンド
- グローバル・アクセス パシフィック・リム(除く日本)・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・プロパティ・セキュリティーズ・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル株式ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・デット・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

(Barclays Multi-Manager Fund public limited company

- GlobalAccess UK Alpha Fund
- GlobalAccess UK Opportunities Fund
- GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund
- GlobalAccess US Value Fund
- GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund
- GlobalAccess Japan Fund
- GlobalAccess Pacific Rim (ex-Japan) Fund
- GlobalAccess Emerging Market Equity Fund
- GlobalAccess Global Property Securities Fund
- GlobalAccess Global Equity Income Fund
- GlobalAccess Global Government Bond Fund
- GlobalAccess Global Corporate Bond Fund
- GlobalAccess Global High Yield Bond Fund
- GlobalAccess Global Inflation Linked Bond Fund
- GlobalAccess Emerging Market Debt Fund
- GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund
- GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

グローバル・アクセス ユーケー・アルファ・ファンド クラスB(無分配型)英ポンド建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000英ポンド(約71,500百万円)

グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド クラスB(無分配型)英ポンド建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000英ポンド(約71,500百万円)

グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス 米国バリュー株式ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド クラスB(無分配型)ユーロ建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000ユーロ(約61,350百万円)

グローバル・アクセス ジャパン・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス パシフィック・リム(除く日本)・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス グローバル・プロパティ・セキュリティーズ・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス グローバル株式ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボン

ド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・デット・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・ローカル・カレン

シー・デット・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約58,245百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボン

ド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約58,245百万円)

(注1) 英ポンド、米ドル、およびユーロの円貨換算は、便宜上、以下による。

1 英ポンド = 143.00円(平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

1 米ドル = 116.49円(平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

1 ユーロ = 122.70円(平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

(注2) 上限見込額は、便宜上、各クラスの当初発行価格に基づいて算出されている。ただし、グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建は、2015年1月16日に10株を1株とする投資証券の併合があったため、その影響を反映している。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月30日に提出した有価証券届出書(平成29年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」という。)につきまして、ファンドの英文目論見書の「投資方針」、「投資リスク」、「保管銀行」、「別紙A:定義」および「別紙」に変更がありましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注)下線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

通常の市況において、最大のショート株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の100%未満となることが予想されており、最大のロング株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の200%未満となることが予想されている。

(中略)

グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

通常の市況において、最大のショート株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の100%未満となることが予想されており、最大のロング株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の200%未満となることが予想されている。

(中略)

FDIへの投資

効率的なポートフォリオ運用/直接投資

本投資法人は、各ファンドのために、アイルランド中央銀行の条件に従い、かつ、アイルランド中央銀行が定める制限の範囲内で、譲渡性を有する証券に関連する手法および手段を利用することができる。ただし、当該手法および手段は、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために使用されることを条件とする。当該手法および手段は、別紙に記載されており、手段は、先物、先渡し、オプション、スワップ(すなわち、本投資法人と取引相手方が取引の満期時に元本金額を再交換することを約して互いに通貨を売却する通貨スワップおよび本投資法人と取引相手方が定期利払いを交換する契約を締結する金利スワップ)、スワップション(すなわち、金利スワップを行うオプション)、ワラント、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、仕組債および差金決済取引を含むが、これらに限られないFDIの取引への参加を含む場合がある。FDIが直接投資を目的として使用される場合、これらの使用は、ファンドのリターンを向上させる目的で使用される。本投資法人は、先物または先渡しの使用を通じて、基礎となる参照アイテムが、当該ファンドの投資方針に該当する資産または指数(例：一つの株式または一つの株式指数に基づく個別株先物または株価指数先物)である先物契約または先渡し契約を販売することにより、合成正味ショート・ポジションを達成することができる。効率的なポートフォリオの運用とは、ファンドのリスク削減、コスト削減またはさらなる資本または収益の創出のうち1つ以上を目的として実行される取引を伴う投資手法をいう。本投資法人による使用に適した新たな手法および手段が開発される場合があり、本投資法人は、(上記に従うことを条件として、)アイルランド中央銀行の要件に従って当該手法および手段を利用することができる。

ファンドが使用するFDIは、アイルランド中央銀行の条件に従い、かつ、アイルランド中央銀行が定める制限の範囲内で、アイルランド中央銀行が事前に承認したリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)と組み合わせる場合のみ使用される。ファンドは、RMPにより、FDIに付随するリスクを測定し、監視し、管理することができる。RMPに定められるFDIのみが利用される。改定されたRMPがアイルランド中央銀行により承認されるまで、RMPに含まれないFDIは利用しない。本投資法人は、請求に応じて、用いられているリスク管理手段に関する補足情報(適用される量的規制ならびに投資対象の主要カテゴリーのリスクおよび利回りに関する特性の最近の変化を含む。)を投資主に提供する。ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

為替ヘッジ

(後略)

<訂正後>

(前略)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「SFTおよびFDI (TRSを含む。)」への投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

当ファンドは、買い現先取引または売り現先取引を使用する。買い現先取引または売り現先取引の対象となり得る資産の種別は、投資適格発行体により発行または保証される非政府債務証券である。

当ファンドの純資産価額のうち、買い現先取引または売り現先取引の対象とすることができる割合は100%が上限である。

当ファンドの純資産価額のうち、現在、買い現先取引または売り現先取引の対象とされる予定の割合は16.5%である。

現在予定されている割合は上限ではなく、実際の割合は、外的要因(市況を含むがこれに限られない。)によって随時変わる可能性がある。

通常の市況において、最大のショート株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の100%未満となることが予想されており、最大のロング株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の200%未満となることが予想されている。

(中略)

グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「SFTおよびFDI (TRSを含む。)」への投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

当ファンドは、買い現先取引または売り現先取引を利用する。買い現先取引または売り現先取引の対象となり得る資産の種別は、インフレ連動債務証券および投資適格発行体により発行または保証されるその他の高格付固定利付証券である。

当ファンドの純資産価額のうち、買い現先取引または売り現先取引の対象とすることができる割合は100%が上限である。

当ファンドの純資産価額のうち、現在、買い現先取引または売り現先取引の対象とされる予定の割合は35%である。

現在予定されている割合は上限ではなく、実際の割合は、外的要因(市況を含むがこれに限られない。)によって随時変わる可能性がある。

通常の市況において、最大のショート株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の100%未満となることが予想されており、最大のロング株式エクスポージャーは当ファンドの純資産価額の200%未満となることが予想されている。

(中略)

FDIへの投資

効率的なポートフォリオ運用/直接投資

本投資法人は、各ファンドのために、アイルランド中央銀行の条件に従い、かつ、アイルランド中央銀行が定める制限の範囲内で、譲渡性を有する証券および短期金融市場商品に関連する手法および手段を利用することができる。これらの手法および手段には、SFTおよびFDI(TRSを含む。)における取引が含まれることがある。SFTおよびFDIは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために使用される。当該手法および手段の条件は、別紙に記載されている。本投資法人が現在使用しているSFTは、買い現先取引および売り現先取引である。買い現先取引または売り現先取引は、一方の取引相手方が証券または証券に対する権原に関連する保証された権利を買うまたは売却する取引であり、それぞれの取引において、証券または同一内容の保証された権利を将来の日において所定の価格での売戻しまたは買戻しが合意される。この取引は、証券または保証された権利を買う取引相手方にとっては、買い現先取引となり、売却する取引相手方にとっては売り現先取引となり、レポ契約または逆レポ契約を準拠契約としない取引である。当該手段は、先物、先渡し、オプション、スワップ(すなわち、本投資法人と取引相手方が取引の満期時に元本金額を再交換することを約して互いに通貨を売却する通貨スワップおよび本投資法人と取引相手方が定期利払いを交換する契約を締結する金利スワップ)、スワップション(すなわち、金利スワップを行うオプション)、ワラント、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、仕組債および差金決済取引を含むが、これらに限られないFDIの取引への参加を含む場合がある。FDIが直接投資を目的として使用される場合、これらの使用は、ファンドのリターンを向上させる目的で使用される。本投資法人は、先物または先渡しの使用を通じて、基礎となる参照アイテムが、当該ファンドの投資方針に該当する資産または指数(例：一つの株式または一つの株式指数に基づく個別株先物または株価指数先物)である先物契約または先渡し契約を販売することにより、合成正味ショート・ポジションを達成することができる。効率的なポートフォリオの運用とは、ファンドのリスク削減、コスト削減またはさらなる資本または収益の創出のうち1つ以上を目的として実行されるSFTを伴う投資手法をいう。本投資法人による使用に適した新たな手法および手段が開発される場合があり、本投資法人は、(上記に従うことを条件として、)アイルランド中央銀行の要件に従って当該手法および手段を利用することができる。該当ある場合、関連するファンドの投資方針において(i) SFTおよび/またはTRSの対象となり得る資産のタイプ、() SFTおよびTRSの対象とすることができるファンドの純資産価額における上限割合および予定割合、ならびに() ファンドの投資先となるSFTおよび/またはTRSの種類が開示される。

ファンドが使用するFDIは、アイルランド中央銀行の条件に従い、かつ、アイルランド中央銀行が定める制限の範囲内で、アイルランド中央銀行が事前に承認したリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)と組み合わせる場合のみ使用される。ファンドは、RMPにより、FDIに付随するリスクを測定し、監視し、管理することができる。RMPに定められるFDIのみが利用される。改定されたRMPがアイルランド中央銀行により承認されるまで、RMPに含まれないFDIは利用しない。本投資法人は、請求に応じて、用いられているリスク管理手段に関する補足情報(適用される量的規制ならびに投資対象の主要カテゴリーのリスクおよび利回りに関する特性の最近の変化を含む。)を投資主に提供する。ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

SFT及びTRSの取引相手方は、その法的地位、所在地および最低信用等级付けを含む、別紙に記載される特定の基準に基づき選定される。

為替ヘッジ

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

(中略)

FDIの利用に附随する特定リスク

(中略)

OTC-FDIにおける規制の欠如および取引相手方の不履行リスク

一般的に、OTC市場(一般的に、通貨・先渡・直物・オプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよび通貨に係る一定のオプションが取引される。)での取引は、組織化された取引所での取引に比べて政府の規制および監督が緩やかである。加えて、いくつかの組織化された取引所において参加者に与えられる保護(取引所決済機関の履行保証等)の多くがOTC取引に関しては適用されない。したがって、OTC取引を行うファンドは、直接の取引相手方が当該取引に基づく義務を履行しないというリスクおよびファンドが損失を被るというリスクにさらされる。本投資法人は、信用力が高いと判断する取引相手方とのみ取引を行い、一定の取引相手方から信用状または担保を受領することによって、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができる。ただし、本投資法人が取引相手方の信用リスクの軽減を図るために取る措置にかかわらず、取引相手方が債務不履行に陥らず、結果的にファンドに損失が発生しないという保証はない。

流動性：パフォーマンスの要件

本投資法人が取引を実行する取引相手方は、一定の商品のマーケット・メイクまたは気配値を停止する場合がある。かかる場合、本投資法人は、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップに関して希望する取引を行えないかまたは未決済ポジションに関して相殺取引を行えない可能性があり、その場合、そのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

短期金融市場商品

(後略)

<訂正後>

a. リスク要因

(中略)

FDIの利用に附随する特定リスク

(中略)

OTC-FDIにおける規制の欠如および取引相手方の不履行リスク

一般的に、OTC市場(一般的に、通貨・先渡・直物・オプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよび通貨に係る一定のオプションが取引される。)での取引は、組織化された取引所での取引に比べて政府の規制および監督が緩やかである。OTC FDI、TRSおよびSFTへの投資に内在するリスク軽減ならびに透明性の向上を目的とする、OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州議会および理事会の規則(EU) No.648/2012(以下「EMIR」という。)ならびにSFTRに基づき対策が講じられる一方、これらのタイプの投資に内在するリスクの性質

および水準を明確に理解するのは依然として困難である。EMIRおよびSFTRにに含まれる報告、リスク軽減および開示要件が遵守されない場合、本投資法人に行政上の制裁が課されることがある。加えて、いくつかの組織化された取引所において参加者に与えられる保護(取引所決済機関の履行保証等)の多くが、EMIRに基づく中央清算を要求されないOTC取引に関しては適用されない。したがって、かかるOTC取引を行うファンドは、直接の取引相手方が当該取引に基づく義務を履行しないというリスクおよびファンドが損失を被るというリスクにさらされる。本投資法人は、信用力が高いと判断する取引相手方とのみ取引を行い、一定の取引相手方から信用状または担保を受領することによって、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができる。ただし、本投資法人が取引相手方の信用リスクの軽減を図るために取る措置にかかわらず、取引相手方が債務不履行に陥らず、結果的にファンドに損失が発生しないという保証はない。

流動性：パフォーマンスの要件

本投資法人が取引を実行する取引相手方は、一定の商品のマーケット・メイクまたは気配値を停止する可能性がある。かかる場合、本投資法人は、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップに関して希望する取引を行えないかまたは未決済ポジションに関して相殺取引を行えない可能性があり、その場合、そのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

運営リスク

FDIおよびSFT取引の参加者は、取引相手方との効率的な取引関係を可能にする運営プラットフォームを有していなければならない。特に担保管理の分野における不適当なまたは成果の上がない内部手続きの結果としてファンドが損失を被るリスクが存在する。

保管リスク

ファンドが保有することができる金融商品以外のFDIおよびSFTに投資する場合、これらの資産の保全のため保管銀行が負う責任の水準は、ファンドが保有することができる金融商品へ投資した場合の該当する責任の水準より極めて低くなる。その結果、かかる資産について生じた何らかの損失を回復することができないというリスクが増大する。

法的リスク

SFTおよびOTC FDI (TRSを含む。)の使用により、ファンドは、関連取引の法的文書が当事者らの意図を反映していないというリスクを負うことがある。

担保の再利用リスク

権原譲渡のため、取引相手方またはブローカーに対して担保が提供される場合、かかる取引相手方またはブローカーが自身のために担保を再利用することがあり、かかる再利用によりファンドは、担保返却に関する追加的リスクを負う。

短期金融市場商品

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

(2) 関係業務の概要

<訂正前>

保管銀行

(中略)

保管契約は、保管銀行が()反対のあらゆる合理的な措置にもかかわらずその結果を回避することができない保管銀行の合理的な支配の及ばない外的事象の結果として損失が生じたことを証明できる場合を除き、自己(または自己が適式に任命した代理人)が保管する金融商品の損失について、また、()保管銀行が過失または故意により2011年アイルランドUCITS規則に基づく自己の義務を適切に履行しないことの結果として生じるあらゆるその他の損失について責任を負うものとする。

(後略)

<訂正後>

保管銀行

(中略)

保管契約は、保管銀行が()反対のあらゆる合理的な措置にもかかわらずその結果を回避することができない保管銀行の合理的な支配の及ばない外的事象の結果として損失が生じたことを証明できる場合を除き、自己(または自己が適式に任命した代理人)が保管する金融商品の損失について、また、()保管銀行が過失または故意により2011年アイルランドUCITS規則に基づく自己の義務を適切に履行しないことの結果として生じるあらゆるその他の損失について責任を負うものとする。

SFTおよびTRSの対象となる資産ならびに本投資法人が受領した担保は、保管銀行またはその委任先(複数の場合あり。)により保全される。

(後略)

別紙A：定義

<訂正前>

(前略)

「2011年アイルランドUCITS 2011年欧州共同体(譲渡可能証券への集団投資事業)規則(2011年法律規則)」 第352号)(その後の改正または差替を含む。)

「ファンド証券」 参加証券として指定される本投資法人の資本である無額面の証券

(中略)

「アイルランド証券取引 アイリッシュ・ストック・エクスチェンジ・リミテッド所」

「UCITS」 2009年EC指令に基づき設立された譲渡可能証券への集団投資事業(その後の改正または差替を含む。)

(後略)

<訂正後>

(前略)

「2011年アイルランドUCITS 2011年欧州共同体(譲渡可能証券への集団投資事業)規則(2011年法律規則)」 第352号)(その後の改正または差替を含む。)

「証券金融取引」または「SFT」 SFTRにおいて定義される(a)レポ取引、(b)証券貸付および証券借入れ、(c)買い現先取引または売り現先取引、(d)マージン貸付取引

「SFTエージェント」 本投資法人および/または関連するファンドの資産から報酬、手数料、経費又は費用が支払われる、エージェント、ブローカー、担保代理人またはサービス・プロバイダーとしてSFTおよび/またはTRSに關する者(かかるSFTエージェントは、SFTおよび/またはTRSにおけるファンドの取引相手方となることがある。)

「SFTR」 証券金融取引および再利用の透明性ならびに規制(EU)No.648/2012の修正に關する欧州議会および理事会の2015年11月25日付規制(EU)No.2015/2365(変更または更新されることがある。)

「ファンド証券」 参加証券として指定される本投資法人の資本である無額面の証券

(中略)

「アイルランド証券取引 アイリッシュ・ストック・エクスチェンジ・リミテッド所」

「トータル・リターン・スワップ」または「TRS」 規制(EU)No.648/2012第2条(7)において定義される、一方の取引相手方が、金利および報酬による収益、価格変動による損益、ならびに参照債務の貸倒損失を含むエコノミック・パフォーマンス全体を他方の取引相手方に対して譲渡するデリバティブ契約

「UCITS」 2009年EC指令に基づき設立された譲渡可能証券への集団投資事業(その後の改正または差替を含む。)

(後略)

別紙

<訂正前>

効率的なポートフォリオ運用手法および手段ならびに直接投資目的でのFDIの利用

(中略)

B．効率的なポートフォリオ運用 - その他の手法

(中略)

- (i) 効率的なポートフォリオ運用手法から生じる一切の収益は、直接または間接の運営費を控除後、当該ファンドに返還されなければならない。

(中略)

C．担保に関する方針

(中略)

- (g) 要求される担保水準

本投資法人が受領し、ヘアカット方針を踏まえて調整される担保の価額は、毎日の値洗いが必要であり、常に投資額の価値と等しいかまたはこれらを上回らなければならない、保管される資産が(例えば、証券貸付またはレポ取引に従って)再利用される取引の場合は、貸付証券の価値を上回らなければならない。

(後略)

<訂正後>

効率的なポートフォリオ運用手法および手段ならびに直接投資目的でのFDIの利用

(中略)

B．効率的なポートフォリオ運用 - その他の手法

(中略)

- (i) SFTから生じる一切の収益は、直接または間接の運営費およびSFTエージェントに配分される報酬を控除後、当該ファンドに返還されなければならない。SFTエージェントは、投資運用会社の関係者ではない。

(中略)

C．担保に関する方針

(中略)

- (g) 要求される担保水準

本投資法人が受領し、ヘアカット方針を踏まえて調整される担保の価額は、毎日の値洗いが必要であり、最低引渡額に従って日々の追加マージンが使用される。担保は常に投資額の価値と等しいかまたはこれらを上回らなければならない、保管される資産が(例えば、証券貸付またはレポ取引に従って)再利用される取引の場合は、貸付証券の価値を上回らなければならない。

(後略)